

## 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況

厚生労働省の規定に基づき、所定疾患施設療養費（Ⅱ）の算定状況について公表します。

○令和3年度算定状況（令和3年4月～令和4年3月）

病名	件数	日数
肺炎	2	13
尿路感染症	30	190
带状疱疹	2	13
蜂窩織炎	6	46

○算定条件

1. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）は、肺炎等により治療を必要とする状態となった入所者に対し、治療管理として投薬、検査、注射、処置等が行われた場合に、1回に連続する10日を限度とし、月1回に限り算定するもので、1月に連続しない1日を10回算定することは認められない。
2. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）と緊急時施設療養費は同時に算定することはできない。
3. 所定疾患施設療養費（Ⅱ）の対象となる入所者の状態は次のとおりであること。
  - イ 肺炎
  - ロ 尿路感染症
  - ハ 带状疱疹（抗ウイルス剤の点滴注射を必要とする場合に限る）
  - ニ 蜂窩織炎
4. 肺炎及び尿路感染症については、検査を実施した場合のみ算定できること。
5. 算定する場合にあっては、診断名、診断を行った日、実施した投薬、検査、注射、処置の内容等を診療録に記載しておくこと。なお、近隣の医療機関と連携した場合であっても、同様に、医療機関で行われた検査、処置等の実施内容について情報提供を受け、当該内容を診療録に記録しておくこと。  
また、抗菌薬の使用に当たっては、薬剤耐性菌にも配慮するとともに、肺炎、尿路感染症及び带状疱疹の検査・診断・治療に関するガイドライン等を参考にする。
6. 当該加算の算定開始後は、治療の実施状況について公表することとする。公表に当たっては、介護サービス情報の公表制度を活用する等により、前年度の当該加算の算定状況を報告すること。
7. 当該介護老人保健施設サービスを行う介護老人保健施設の医師が感染症対策に関する内容を含む研修を受講している。ただし、感染症対策に関する十分な経験を有する医師については、感染症対策に関する研修を受講した者とみなす。